

<JETRO ウェビナー>

～徹底解説～
新政権下の米国ビザ動向

2021年2月3日

RBL Partners PLLC

ボアズ 麗奈
マネージングパートナー

本日のアジェンダ

- ❖ バイデン政権下の米国移民制度
- ❖ 今後の見通し
- ❖ トランプ大統領令の現状
- ❖ PP 10052の入国制限
- ❖ 例外規定(NIE)の最新事情（チェックリスト・フローチャート）
- ❖ 東京アメリカ大使館・大阪米領事館の最新状況
- ❖ 米国移民局の現状
- ❖ ビザ戦略、最近の成功事例
- ❖ よくある質問

バイデン政権下の移民制度とは? ①



就任初日
Day 1...

1. トランプ大統領令「Muslim Ban」を撤廃
2. メキシコ国境の壁建設を廃止
3. DACA (DREAMERS)の救済措置の復活
4. 難民・不法移民の強制送還を100日間保留
5. **移民政策US Citizenship Act of 2021を提案**

重要

バイデン政権下の移民制度 ②

移民政策 US Citizenship Act of 2021

*** 注意 ***

「法案」の段階、議会の承認が必要

- **不法移民に短期就労許可を与え、その後アメリカ市民権を取得出来るプログラム**
- **家族ベースの移民ビザプロセスの改革**
- **雇用ベースの移民ビザプロセスの改善**
- **DV抽選グリーンカード発行数の増加
(55,000 -> 80,000)**

バイデン政権下の移民制度 ③

パンデミック対策を強化…

1. 米国渡航禁止令

(ブラジル、英国、アイルランド、シェンゲン地域、南アフリカからの渡航者の入国制限)

2. 特定の移民・非移民ビザ（H, J, L等）の受入停止は、3月31日まで延長

3. 1月26日より、全入国者に対し、COVID-19陰性の検査証明を義務化



COVID-19 陰性の検査証明

- ❖ 1月26日より、
- ❖ アメリカへ入国する際は、
- ❖ 国籍を問わず、**(アメリカ市民も含む)**
- ❖ **COVID-19陰性の検査証明書を提示する**
 - 出国前 72 時間以内に検査を受ける
 - 検査証明書は英語表記
 - 検査方法は鼻咽頭検査、または唾液検査
 - 2歳未満は免除

<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=105124>

<https://www.cdc.gov/media/releases/2021/s0112-negative-covid-19-air-passengers.html>

バイデン政権下の移民制度 ⑤

そして、これからは…?

重要

トランプ大統領令、BAHAをついに撤廃
”Buy American and Hire American” (EO 13788)



“Ensuring the Future Is Made in All of America
by All of America’s Workers” (EO 14005)



バイデン政権下、今後の見通し…

トランプ前政権

- ❖ 2017 USCIS Memo “ビザ更新も新規として新たに審査” **撤廃？**
- ❖ 2018 USCIS Memo “追加質問なしで却下が可能に” **撤廃？**
- ❖ Public Chargeルールの適応 **撤廃？**

オバマ前政権

- ❖ OPT ・ STEM OPTの就労許可 **継続？**
- ❖ H-4 保持者(H-1B配偶者)の就労許可 **維持？**

パンデミック対策に伴う、入国制限の強化 **拡大？**

トランプ大統領令の現状

トランプ政権下の移民制度がどこまで継続されるのか...

トランプ大統領令	導入日	主な内容	現状
“BAHA” (Buy American and Hire American) EO 13788	2017年4月	米国人労働者の保護 様々なビザ制度の厳格化	撤廃
“Muslim Ban” PP 9645, PP 9983	2017年1月	イスラム圏等からの入国制限	撤廃
“COVID-19 Travel Ban” PP 9993, 9996, 10041	2020年3月~	ブラジル、英国、アイルランド等 の入国制限	延長 (南アフリカ追加)
“Immigrant Visa Entry Ban” PP 10014	2020年4月	米国外からの移民の 受け入れを一時停止	延長 (3月31日まで)
“Nonimmigrant Visa Entry Ban” PP 10052	2020年6月	特定の非移民ビザ (L-1, J-1, H-1B 等) の受け入れを一時停止	延長 (3月31日まで)

PP 10052の入国制限

【適応期間】 2020年6月24日 ~ 2020年12月31日 => 2021年3月31日まで延長

【概要】 6月24日時点で、米国外において、有効なビザ（または他の渡航許可）を保持していなかった外国人に対し、下記のビザカテゴリーでの入国が 3月31日まで 制限されました：

- H-1B, H-2B ビザ就労者と帯同家族(H-4)
- L-1A, L-1B ビザ海外転勤者 と帯同家族(L-2)
- J-1ビザ文化交流者（一部*） と帯同家族 (J-2)

*研修生(トレーニー)、インターン、教員 (teacher)、オペア(au pair)、サマーキャンプカウンセラー、SWT(Summer Work Travel) プログラムのみ対象

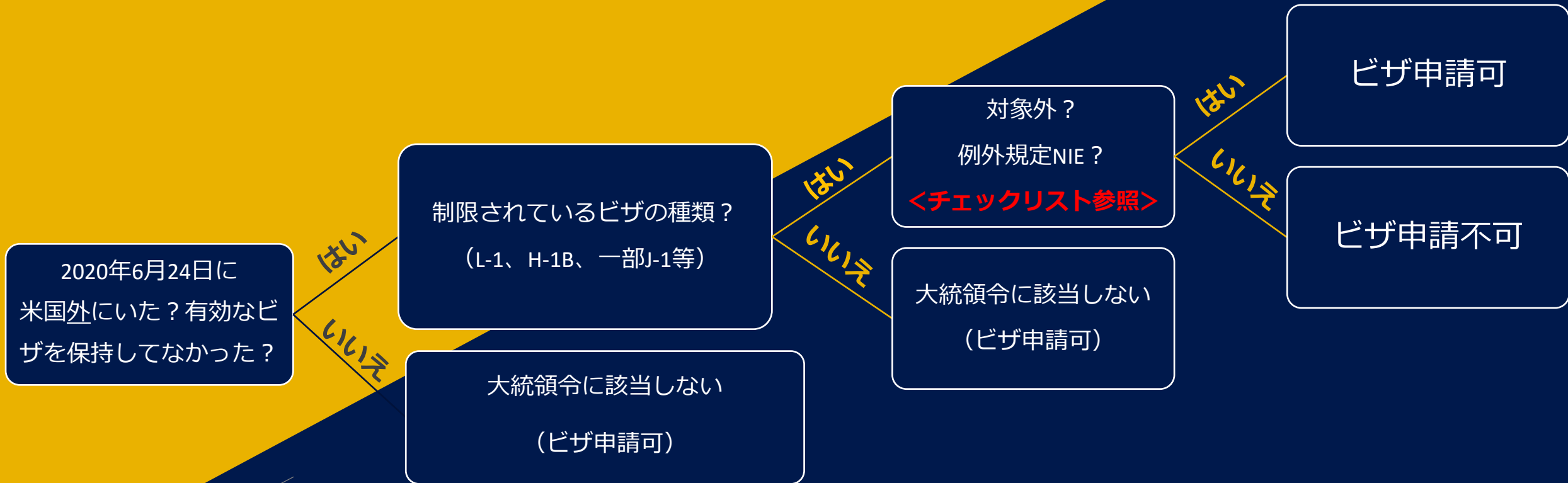
PP 10052 入国制限の対象外？

～チェックリスト～

- ❑ 6月24日時点で有効なH-1B, H-2B, L-1, J-1ビザを取得していた外国人と帯同家族
- ❑ 6月24日時点で米国内に滞在していたH-1B, H-2B, L-1, J-1ビザ保持者と帯同家族
- ❑ その他の非移民ビザ保持者（E-1, E-2, E-3, O/P, TN, F-1 等）
- ❑ カナダ国籍者 / H-1B1 シンガポール・チリ枠
- ❑ 米国市民の配偶者と子供、及び永住権（グリーンカード）保持者
- ❑ 米国のFood Supply Chainに不可欠なサービスを一時的に提供する外国人
- ❑ **例外規定NIE (National Interest Exception): 米国の国益になるとみなされる外国人**
 - 同じ企業にて、同じポジションで、雇用を継続するL-1・H-1Bビザ就労者
 - L-1Aビザ申請者：重要なインフラ業界のエグゼクティブ・マネージャー
 - L-1Bビザ申請者：重要なインフラ業界のテクニカルエキスパート・特殊技能者
 - H-1Bビザ申請者：米国経済回復を推進するテクニカルエキスパート・マネージャー等
 - J-1ビザ申請者：重要な外交政策目的の義務、米国の経済回復の促進のプログラム等
- ❑ **U.S. Chamber of Commerce 等の会員**

入国制限と例外規定NIEフローチャート

~4月1日前にL-1、H-1B、J-1ビザを取得する方法~



PP 10052・例外規定NIEの現状

~4月1日前にL-1、H-1B、J-1ビザを取得する方法~

❖ U.S. Chamber of Commerce 等の訴訟に基づく一時停止命令

- US Chamber of Commerce, National Association of Manufacturers, National Retail Federation, Technet

❖ 留意点

ビザ発給日より30日の入国期限？

- 大統領令に該当しない → “NOT SUBJECT TO PP” → 入国期限なし
- 大統領令に該当するが、PP 10052の免除 → “NIE UNDER PP 10052” → 入国期限なし
- 大統領令に該当するが、PP9993, 9996等の免除 → “NIE UNDER PP9993等” → **30日の入国期限**

在日米国大使館・領事館の最新状況

US Embassy Tokyo / US Consulate Osaka

- 2021年1月以降、面接の急なキャンセルが多数発生
- 2021年1月以降、一般面接枠・緊急面接枠が限られる
- 各大使館・領事館の面接受付状況や緊急面接要件を常に確認
- 221(g)通知の発行 = ビザ却下？

米国移民局の現状

USCIS Citizenship & Immigration Service

【管轄】

米国内のI-94の延長や切り替え、H-1B就労許可申請、米国内のグリーンカード、市民権・再入国許可書等



～審査期間が大幅に長引いている

～ COVID-19の影響により緩和対応の現状

- ・ 署名後のコピー受付可
- ・ 追加要請（RFE・NTA等）の提出期限を60日延長
（3月31日まで）

グリーンカード面接免除
過去に提出された指紋の再使用
（EADカード、グリーンカード更新等）
ESTAにて90日以上の超過滞在



廃止？

ビザ戦略、 最近の成功事例



1. US Chamber of Commerce 会員
2. 例外規定NIE、L-1B「テクニカルエキスパート」
3. 高度な学歴・高所得者のH-1Bビザ就労者

よくある質問

1. バイデン大統領が、不法移民に対し救済措置を行うと聞きましたが、具体的な要件や導入日を教えてください。
2. トランプ政権下では厳しいビザ審査でしたが、今後はどうでしょう？
3. I-797許可書を取得出来ましたが、大統領令の影響でH1Bビザが申請出来ません。I-797に有効期限はありますか？
4. 例外規定（NIE）を使ってLビザが取得できましたが、入国期限はありますか？
5. 今後、US Chamber of Commerceに入会して、L-1やJ-1ビザの申請は出来ますか？
6. 今年の新規H1Bビザ申請も抽選になりますか？最新状況を教えてください。
7. 東京アメリカ大使館でビザ面接を予約するのが困難ですが、郵送で受け付けてくれますか？



プロフィール

Super Lawyers

<略歴>

ニューヨーク州弁護士。ニューヨーク大学経済学部、フォーダムロースクール卒業。全米最大の移民法弁護士事務所、Fragomen, Del Rey Bernsen & Loewyにて多くの在米日系企業を担当。2010年に独立し、RBL Partnersを設立する。米国移民法を専門とし、雇用法、コンプライアンス対策等の法的サポートを提供しながら、講演・執筆も多数実施。JETRO NYを通して進出企業やスタートアップの法務アドバイザーを務め、数々の在米日系企業の顧問弁護士でもある。2017~20年、4年連続でNew York Super Lawyers (Rising Stars Under 40) に選ばれる。

<会社概要>

RBL Partners法律事務所は2010年に設立。ニューヨークを拠点に、ロサンゼルス、東京にも展開し、全米及び日本からも相談を受けている。在米日系企業を対象に、米国ビザ各種や労務全般・会社法など、幅広い法律分野をサポート。弁護士及びリーガルスタッフは全員バイリンガルで、日本語でアドバイスを提供している。

ボアズ麗奈
代表弁護士
RBL Partners

ご清聴ありがとうございました！

【連絡先】

RBL Partners PLLC

<NY> 225 Broadway, NY NY 10007

<LA> 350 S. Figueroa Street, Los Angeles, CA 90071

<Tokyo> 7-7-7 Roppongi, Tri-Seven Bldg, Minato-ku

info@rbpartners.com

www.rbpartners.com

お断り <Disclaimer>

セミナーの内容は一般情報として提供されており、特定の案件に対する個々の状況に適した法的アドバイスではありませんので、ご了承ください。個々の状況に適したアドバイスを必要とする際には、必ず専門の弁護士にご相談ください。

This presentation provides information on legal issues and developments. The slides and presentation are not a comprehensive treatment of the subject matter covered and are not intended to provide legal advice. Seminar attendees should seek specific legal advice before taking any action with respect to the matters discussed in this presentation.